

魚津市告示第22号

魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業実施要綱を次のように定める。

令和2年3月24日

魚津市長 村椿 晃

魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、従来実施している細胞診による子宮頸がん検診に加えて新たにヒトパピローマウイルス（以下「HPV」という。）検査を併用する検診（以下「モデル事業」という。）を実施することについて必要な事項を定め、もって若い世代に対する健康づくりの推進と効果的で精度の高い検診体制について検討することを目的とする。

(対象者)

第2条 HPV検査の対象となる者（以下「対象者」という。）は、魚津市健康診査実施要綱（平成15年魚津市告示第55号）第3条に規定する子宮がん検診を受診する者のうち、当該年度中に25歳から42歳に到達する者とする。

(実施方法)

第3条 モデル事業は、市が実施する集団検診又は公益財団法人富山県健康づくり財団富山県健康増進センターとの契約に基づく子宮がん検診を実施している市内の医療機関（以下「実施機関」という。）において行う。

2 HPV検査を希望する対象者（以下「受診者」という。）は、実施機関に市が交付する魚津市がん検診案内書（受診券）及び申込書を提出する。

3 検査の内容は次のとおりとする。

(1) 問診

(2) 細胞診検査の実施

(3) HPV検査の実施

(検診結果)

第4条 実施機関は、検診結果を速やかに受診者に通知するものとする。

(事後指導)

第5条 市長又は実施機関は、検診結果に基づき精密検査又は医療の必要が

ある者に対し、必要な保健指導等を行うものとする。

(費用の徴収)

第6条 受診者は、HPV検査に係る費用の一部として、1,500円を負担するものとする。

2 前項の費用は、魚津市健康診査費用徴収規則（平成4年魚津市規則第2号）に規定する子宮がん検診に要する費用の一部の徴収に合わせて徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者からは費用を徴収しない。

(魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業検討委員会)

第7条 モデル事業の実施及びその他必要な事項について検討するための委員会を設置する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。